

経済と経営 24-1(1993.6)

〈論 文〉

会計原則研究(5)  
——貸借対照表価額論——

成瀬継男

目次

- 一. はじめに
- 二. 資産の評価原則
- 三. 棚卸資産の評価
- 四. 有価証券と売上債権の評価
- 五. 固定資産の評価
- 六. むすび

一. はじめに

資産の貸借対照表価額とは貸借対照表に記載される資産の価額が、どのくらいの価値があるかを決定することである。このことは一般的に評価(Valuation)といわれている。したがって、ゴーイング・コンサーンにおける評価とは、一定時点(決算日)における資産・負債・資本の在り高を、会計の前提である貨幣評価によって測定(Measurement)することである。しかるに、会計学上、資本は資産総額から負債総額を控除した差額概念と認識するから、実体概念を有しないことになる。そのため、資本は評価の対象から除外され

ることになる。なぜなら、資本は資産と負債の価額が決定されれば、自動的に算出されることになるからである。次に、負債は主として法律上の金銭債務であるので、必然的に確定債務である。なぜなら、当事者間の契約で、その債務が確定されているかぎり、たとえ、インフレ等による貨幣価値の変動があっても、その債務額は変わらないからである。したがって、当初の確定金額で返済すればよいことになる。そのため、負債も評価の対象から除外されることになる。ただし、外貨建金銭債務については例外である。なぜなら、外国の貨幣等によって返済を約束した負債は為替相場の変動などがあるので、邦貨に換算した場合に債務金額を為替相場に合せて修正することがあるからである。このような場合には負債も評価の対象となるが、このような場合はごく一部の特殊なケースであろう。したがって、企業の財産評価といつても、その実質は資産評価に限定されることになる。

では、どうして決算の度ごとに資産評価を行なうのであろうか。評価は資産の実質価値を規定することになるから、必然的に、資産、負債、資本を記載する貸借対照表にも影響を与えることになる。ゴーイング・コンサーンのもとにおいて、資産は支出の結果として取得したものであるから、各資産はそれぞれ、その資産を獲得するために要した取得価額が存在する。しかしながら、この取得価額は過去の支出額であり、当該年度における価値額とは異なることになる。そこで、年度末ごとに期末評価を行ない、価値額の修正を行なうことになる。しかるに、この期末の価値額修正は、その年度の期間損益にも直接に影響を与えることになる。ここに、企業会計における資産評価の重要性が存在することになる。勿論、評価が厳正・適確に行なわれていれば問題はないが、実際的に、評価額の決定は客観的、厳正に行なわれるのではなく、主観的恣意的になりがちである。なぜなら、評価は評価人の判断で行なわれるものであるから、どうしても評価人の主観的な意志が介入されることになるからである。したがって、後で述べるが、評価人が決算の度ごとに評価を行なう時価評価、すなわち、時価主義は採用されないことになる。

そこで、評価が公正・適確に行なわれなかつたならば、どのようなことになるのであろうか、具体的に考えてみよう。資産総額10億円、負債、資本の合計額が9億円の会社の純利益は1億円である。この10億円の資産を12億円と内部評価すれば純利益は3億円となる。また、この10億円の資産を8億円と評価すれば純損失1億円が計上される。したがつて、資産を過大に評価すれば、架空利益が計上されることになるし、過少に評価すれば、純利益はその分だけ過少に算出されることになる。また、時には純損失が計上されることにもなる。過大評価による純利益の増大は蛸配当の源泉となり、その他、法人税や賞与、賃上要求などを考慮すると会社の財政を根底から危やうくすることになる。また、過少評価による純利益の減少は利益を隠蔽することになるし、秘密積立金の源泉となる。このように、評価が厳正・適確に行なわれないと、企業会計の社会的な信頼性は全く害なわれ、会計は単なる数字合せ程度にしか認識されなくなる。これでは企業会計の存在意義や存在価値は全く失なわれてしまうことになる。したがつて、「評価」の適否は企業会計において、重大な問題となるのである。

## 二. 資産の評価原則

貸借対照表原則五において「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。」と規定されている。資産をその取得原価で評価する方法を原価主義（Cost Basis）という。取得原価とは購入代価または製造原価に付随費用を加えた金額である。この取得原価主義は資産評価の基本原則である。したがつて、資産の大部分は原価主義によって評価される。特に、費用性資産は取得原価を費用配分することによって貸借対照表価額を算出するため、原価主義が基本原則となる。費用性資産とは資産価値の減少過程を経て費用化される資産であり、これに属するものは有形固定資産、無形固定資産などである。一方、費用性資産に

対する資産は貨幣性資産であり、その貨幣性資産は現金預金、売掛金、受取手形などである。売掛金、受取手形などの売上債権については、正常な貸倒予想額を控除した回収可能高を基準とすることになる。では、多くの資産は、なに故に取得原価主義を採用することになるのであろうか。その理由の第一は計算の確実性あるいは計算の客觀性であろう。なぜなら、取得原価は実際の購入価額または製造原価であるので、見積りや予測は一切含まれないからである。第二は未実現収益が排除されることであろう。取得原価によって評価するので、土地評価益のような未実現収益の計上は排除されることになる。未実現収益の計上は企業財政を根底から危うくすることになる。具体的に考えてみよう。取得価額10億円の土地を時価である30億円に評価替したとしよう。その結果、その年度の決算の際に当期純利益が20億円多く算出されることになる。この純利益が前期繰越利益と加算され当期未処分利益が算出される。この未処分利益が配当や賞与などの利益処分の対象となり、企業外部に流出することになる。しかるに、実際に、20億円の利益は存在しないのであるから、この20億円の利益はペーパー利益にすぎない。企業外部に流出するものは、利益ではなく、長い年月をかけて内部リザーブしてきた積立金、引当金などの内部留保部分である。したがって、未実現収益の計上は企業財政にとって非常に危険なことになる。なお、ちなみに、土地売却益は売却時に、実際に貨幣が入ってくるので実現収益である。

勿論、この取得原価主義にも限界があり、特に、貨幣価値変動には殆んど機能できない。なぜなら、激しい貨幣価値の変動時には、原価と時価とが著しくかけ離れ、取得原価主義では企業の財政状態が正しく反映されないことになるからである。そればかりではなく、著しい貨幣価値の下落のもとにおいて、減価償却などによる投下資本の内部留保は実質資本部分が維持されず、単に、名目資本が維持されるにすぎないことになる。では、どのようなことか、具体的に考えてみよう。耐用年数10年の機械装置を1千万円で購入し、決算の度ごとに減価償却を行なってきた。その結果、10年後に減価償却引当

金の累計額が9百万円（残存価額10%）となった。この9百万円で現在使用している機械装置と同一の新しい機械装置を購入できるかというと、多分、購入できないであろう。この10年間で、この機械の価額は物価上昇などによって、何割か上昇しているのが普通であろう。したがって、このような場合に、減価償却というオーソドックスな会計制度においてすら、単に、名目資本の維持にすぎず、実質資本は何んら維持されないことになる。企業会計原則が取得原価主義を基本原則として維持するならば、貨幣価値の変動に対して、理論的にも、実践的にも、具体案を提示しなくてはならないであろう。貨幣価値不变の前提などというフィクションによって、事実を歪曲しても、理論の真実なセオリーにはつながらないからである。

この原価主義に対するものとして、時価主義がある。時価主義（Market Price Basis）とは、資産評価の基準を評価時点（決算日）の時価、すなわち、市場価額におくものである。市場価額とは取引所において、公定価額のあるものは、その取引価額によることになる。公定価額のないものは、取引関係者の取引相場をもって時価とする。この時価には売却時価と買入時価とがあるが、一般的に、評価の基準となる時価は買入時価（再買時価）を指すことになる。時価主義は現在の市場価額を基準とするものであるから、最も真実な財政状態を提供することになり、理論的には最善の評価方法ということになろう。だが、しかし、取引所において、公正な相場がないものや、あるいは、また企業に所属する全ての資産を時価で評価することは、実際的にも不可能であろう。企業に所属する資産は、建物だけでも、本社の建物、工場、支店、営業所など、多数の建物を所有しているからである。この他に、機械装置や器具備品など多数の資産を所有しているのであるから、これ等の資産を決算の度ごとに時価評価することは不可能に近いことになる。また、それを何んとかクリアーしたとしても、評価人の時価に対する認識は主観的、恣意的にならざるを得ない。例えば、使用中の有形固定資産を時価で計数的に認識するためには、客観的な時価などあり得ないのであろう。使用中の自動車

一台にしても、正確な時価などありえない。企業外部の専門家すなわち下取り業者にしても、或る業者は100万円というかもしれないし、他の業者は80万円というかもしれない。また、別の業者は120万円というかもしれない。したがって、客観的な時価は公定価額でもなければ不可能に近いのである。企業会計のように、実務、実践が常に背景にあるような学問分野において、これらの欠点は致命的な問題である。したがって、時価主義は理論的には、最も真実な財政状態を示すことになるので、最善の評価基準ではあるが、企業会計原則としては採用されない、いや、採用することができないのが実情であろう。そのため、ゴーイング・コンサーント前提とする資産評価は、原則として、取得原価主義によることになる。それ故に、時価主義による評価は、設立、合併、解散などの特殊なケースに限定されることになるのである。貸借対照表原則五において「資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。繰延資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。」と規定されている。このことによって、資産の費用配分、配分された費用を当期の収益と対応せしめ、それによって、当該年度の期間損益を確定し、そして、その期間損益による経営成績の把握という一連の会計手続が完成する。また、このことによって、損益計算書の理論的整合性と一貫性とが確立されることになる。勿論、損益計算書の整合性と一貫性を高めることには何んらの異論はないが、損益計算書に計上できない未費消の部分を、単に、貸借対照表に資産として計上せしめるだけでよいのであろうか。そして、その上、貸借対照表に記載される内容は雑多なものが多い。損益計算書に記載されない期間外損益などをかかえ込むからである。したがって、現在、必要不可欠なことは貸借対照表の理念

と理論を確立することであろう。損益計算書のように貸借対照表においても、理論的整合性のもとに密度の高い一連の会計処理の手続を構築することが急務ではないであろうか。

さて、有形固定資産は減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分することになる。減価償却(Depriciation)の基本的な目的は連続意見書によると「適正な費用配分を行なうことによって、毎期の損益計算を正確ならしめることである。このためには、減価償却は所定の減価償却方法に従い、計画的・規則的に実施されねばならない。」と定義づけられている。減価償却の対象となる有形固定資産(Tangible Fixed Assets)とは、営業用の土地を除き、使用または時の経過により、その価値が必然的に、そして徐々に減少していくものである。減価償却は、その価値の減少を減価償却費として費用化する会計手続である。しかしながら、資産価値の減少を物理的に貨幣金額で正確に把握・測定することは不可能であろう。そこで、所定の減価償却の方法によって、計画的、規則的に行なうことになる。その計算方法は、取得原価から残存価額を控除した金額を、その耐用年数期間に費用配分して、償却することになる。したがって、有形固定資産の減価償却は取得原価またはその残高をベースにした原価主義であり、減価を測定するための計画的な計算仮定でもある。なぜなら、例えば、定額法ならば、資産減価の割合は毎期一定であり、資産の用役能力も毎期均等であるという仮定にもとづいた計算方法である。定率法にしても、新規資産ほど用役能力のポテンシャルが高く、以後、その能力は徐々に減少していく（多くの資産の用役能力は、このケースのものが多いが、その資産減価の割合が一致しない）という仮定をもとにした方法である。減価償却の計算方法としては、企業会計原則注解〔注20〕において、(1)定額法、(2)定率法、(3)級数法、(4)生産高比例法、そして、取替法が認められている。だが、これらの計算方法は、会計原則研究（3）で、すでに説明してあるので省略する。

次に、無形固定資産の評価は、当該資産の有効期間にわたり、その取得原

価を各年度に費用配分することである。無形固定資産 (Intangible Fixed Assets) とは、営業権、特許権、地上権、商標権などで営業権を除くと、主に法律上の権利である。その特徴は、具体的には存在形態を有しないが、有形固定資産と本質的に異なるものではない。なぜなら、有形、無形という形態上の相異はあるけれど、当該企業以外では使用または専有することはできないからである。ここに、無形固定資産は資産としての存在意義があることになる。無形固定資産の評価は、その種類も多く、また、それぞれの有効期間も異なるので、一律に規定されてはいないが、一般的に5年間で均等償却されるものが多い。

繰延資産については、有形固定資産、無形固定資産に準じて、各事業年度に均等に配分することになる。繰延資産 (Deferred Assets) とは、企業会計原則注解〔注15〕によると、「すでに代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用をいう。」と定義づけられている。したがって、繰延資産は、本来的な資産ではなく、一種の疑似資産ということができる。そして、その特徴は、すでに支払義務が確定し、その支出も行なわれ、それに対する役務の提供も受けたが、その性質が費用であるために、経過的に貸借対照表の資産の部に計上されるものである。具体的な評価方法は、各事業年度に均等に費用配分して償却されることになる。

### 三. 棚卸資産の評価

棚卸資産 (Inventories) とは、販売過程を経て、短期間に換金化される資産であり、また、期末決算の際に実地棚卸、すなわち、棚卸評価によって、その数量及び価額を決定する資産である。その内容としては、貸借対照表原則五Aにおいて「商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産について、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、

これに個別法、先入先出法、後入先出法、平均原価法等の方法を適用して算出した取引原価をもって貸借対照表価額とする。」と規定されている。すなわち、棚卸資産の取得原価は商品や原材料のように外部から購入したものについては、購入代価に運賃や保険料などの直接的な付随費用を加算したものであり、製品や仕掛品のように企業内部で生産されるものは、適正な原価計算基準に従って、予定価格又は標準原価を適用して算定した原価によることになる〔注解の注21の(2)〕。この棚卸資産は取得原価をもって評価するのが原則である。だが、しかし、原価評価といつても、実際の取得原価をもって評価するとはかぎらず、先入先出法や後入先出法などの方法を適用して算出された原価を用いることになる。注解〔注21の(1)〕によると次の5つの方法が認められている。

イ. 個別法 たな卸資産の取得原価を異にするに従い区別して記録し、その個々の実際原価によって期末たな卸品の価額を算定する方法。具体的に考えてみよう。この方法は同一種類の棚卸資産でも、買入単価の異なっているものは区別して保管し、出庫に際しては、どの単価のものが払い出されたのかを確認して、その単価を払出価額とする方法である。たしかに、理論的には最も正確な方法といえるけれども、実際的には、買入単価の異なるごとに保管場所も変えなければならないし、小企業形態では実施できないケースが多い。

ロ. 先入先出法 最も古く取得されたものから順次払い出しが行われ、期末たな卸品は最も新しく取得されたものからなるとみなして、期末たな卸品の価額を算定する方法。この方法は買入順法ともいわれ先に仕入れたもの、あるいは、先に入庫したものから順に払出しが行なわれたものと仮定して、評価する方法である。したがって、期末在庫に適用される単価は期末に最も近い買入日のものになるので、期末棚卸高は時価に近い評価額となる。そのため、物価上昇のインフレーション期には企業にとって不利になる傾向がある。だが、この方法は継続記録法または棚卸計算法のいづれにも適用でき

るので、実務・実践においても広く用いられている。

ハ. 後入先出法 最も新しく取得されたものから払い出しが行われ、期末たな卸品は最も古く取得されたものからなるものとみなして期末たな卸品の価額を算定する方法。この方法は買入逆法ともいわれ、後で仕入れたもの、または、入庫したものから先に払い出しが行なわれるものと仮定して評価する方法である。したがって、期末棚卸品は最初に仕入れたものが残り、古い価格で評価されるので、その評価額は実質の資産価値ではなく、名目的なものとならざるを得ない。

二. 平均原価法 取得したたな卸資産の平均原価を算出し、この平均原価によって期末たな卸品の価額を算定する方法。平均原価は、総平均法又は移動平均法により算出される。この方法は異なる買入単価について平均計算を行ない、算出された平均単価を払出単価とする方法である。注解〔注21〕では総平均法と移動平均法の2つが認められているが、単純平均法は認められていない。総平均法は取得価額の総額と取得数量の合計から総平均単価を算出したものをもって評価基準とする。具体的には、期首在庫および当期仕入商品の原価総額を当期の仕入数量合計で除して、平均単価を算出するので合理的な方法である。当該年度に消費された数量が全て同一単価になるので実用的でもある。移動平均法は総平均法が単価算出に際して、期末にならないと平均単価が算出されないという欠点をカバーするために考えられた方法である。すなわち、仕入の度ごとに、仕入総額とその直前の残高とを合計し、その両方の数量合計で除して、そのときどきの単価を決めていく方法である。この方法は、棚卸商品の仕入の都度、平均価額を算出しなければならないし、また、その際に生ずる端数を四捨五入しなければならない。そのため、計算方法としては繁雑になるという欠点が生ずることになる。

ホ. 売価還元原価法 異なる品目の資産を値入率の類似性に従って適当なグループにまとめ、一グループに属する期末商品の売価合計額に、原価率を適用して、期末たな卸品の価額を算出する方法。この方法は、取扱品種のき

わめて多い小売業及び卸売業におけるたな卸資産の評価に適用される。この方法は定価販売を行なっている小売業や卸売業あるいはデパートなどのように、多種多様な商品を取り扱う場合の期末棚卸品の評価に適用される。期末棚卸品は売価をもとにして計算し、それを原価に換算する。換算方法は、売価を原価に換算するための原価率を算出し、その原価率を棚卸高に乗じて算出する。原価率の算定は期首商品原価に当期仕入原価を加算したものをその期の売上高と期末商品売価で除することによって算出する。そして、期末商品の売価に原価率を掛けて期末商品の評価額を算出することになる。この他に、基準棚卸法など多数あるが、企業会計原則や税法などにおいて認められていない。

次に、貸借対照表原則五Aのただし書きで、「時価が取得原価より著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。」と規定されている。この規定は商法の規定を取り入れたものであろう。商法第285条ノ2において、「流動資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附スルコトヲ要ス但シ時価ガ取得価額又ハ製作価額ヨリ著シク低キトキハ其ノ価格ガ取得価額又ハ製作価額迄回復スルト認メラルル場合ヲ除クノ外時価ヲ附スルコトヲ要ス。」と規定されているからである。このことはどのような事を意味しているのであろうか。棚卸資産の時価が著しく下落したときや、そして回復する可能性がないときには時価まで引き下げる事になる。勿論、回復する可能性がある場合には取得原価で評価することになる。そして、回復の可能性がない場合には、時価まで引き下げる所以であるから、評価損が計上されることになる。したがって、このような場合には、評価損が当然に計上されるのであるから、評価損の計上は商法によって強制されることになる。ただ、ここで問題となることは回復する見込があるのか、ないのか、経済変動の予測を誰が何を基準として判断するのであろうか。会計原則は企業会計を客観的に公正に行なうために生成し、発展し、存在しているはずである。棚卸資産の評価という期間損

益計算に、重大な影響を及ぼす問題を企業の主観的・恣意的判断にゆだねてしまってよいのであろうか。

貸借対照表原則五Aの最後に、「たな卸資産の貸借対照表価額は、時価が取得原価よりも下落した場合には時価による方法を適用して算定することができる。」と規定されている。棚卸資産の評価は原則として原価主義であるが、例外的に低価主義を採用することができる。では、低価主義 (Cost or Market Whichever is Lower Basis) とは、どのような方法であろうか。文字通り、原価 (Cost) と時価 (Market) とのうち、いずれか低い方の金額で評価する方法である。棚卸資産は基本的に取得原価で評価することは当然であるが、時価が原価よりも下落した場合には、時価によって評価することができる。また逆に、原価が時価よりも低いときは原価で評価することができる。したがって、この方法は、いずれにしても、低い価額で評価することになり、理論的な方法というより、原価主義と時価主義との折衷方法といえるであろう。そして、この方法によると、評価損は計上することになるが、評価益は計上されないことになるので、コンサーバー・イズムの見地から、実務においても広く採用されている。そして、低価主義のメリットはデフレ期に原価主義による過大評価を防ぐとともに、インフレ期に時価主義による未実現収益の計上を防ぐことになるので、実践的な方法でもある。しかしながら、理論的な見地からは、評価の一貫性や整合性に欠けるし、一般原則の継続性の原則にも反するという強い批判が存在する。この点を理論的に克服しないかぎり、いかに広く実務に用いられようと、単なる原価と時価との折衷法にすぎないという厳しい批判がつきまとうことになる。

では、低価主義にもとづく評価損はどのような会計表示を行なったらよいのであろうか。企業会計原則注解〔注10〕によると次のようになる。

- (1) 商品、製品、原材料等のたな卸資産に低価基準を適用する場合に生ずる評価損は、原則として、売上原価の内訳科目又は営業外費用として表示しなければならない。このことは何を意味することになるのであろうか。評価損

を売上原価に算入することは問題が残るのではないか。原価性のある品質低下などによる評価損ならば、売上原価に自動的に算入しても、理論的に整合性はキープされることになるが、低価主義による評価損を売上原価に算入することは、原価性がないだけに疑問が残るところである。むしろ、営業外費用として表示するならば問題はないと思う。

(2) 時価が取得原価より著しく下落した場合の評価損は、原則として、営業外費用又は特別損失として表示しなければならない。時価が原価より著しく下落した場合の評価損は、特別損失に計上し、さほど著しくない場合には、営業外費用に計上することが妥当であろう。

(3) 品質低価、陳腐化等の原因によって生ずる評価損については、それが原価性を有しないものと認められる場合には、これを営業外費用又は特別損失として表示し、これらの評価損が原価性を有するものと認められる場合には、製造原価、売上原価の内訳科目又は販売費として表示しなければならない。ここでいう原価性を有しない評価損を営業外費用あるいは特別損失に計上することは論理的にも妥当であろう。そして、原価性を有する評価損は期間原価として、製造原価あるいは売上原価に算入することは、理論的にも妥当であろう。では、原価性を有する評価損あるいは原価性を有しない評価損とは、どのようなことであろうか。品質低下、陳腐化等の原因によって生ずる評価損の原価性とは、一般的にノーマルな管理または保管の状態で発生する場合は、原価性を有することになるが、ノーマルな状態でない場合に発生する評価損は原価性を有しないことになる。しかし、ノーマルな保管状態か、アブノーマルな管理状態かを厳密に判断することは難しい作業である。

#### 四．有価証券と売上債権の評価

有価証券（Marketable Securities）とは、株式、公債（国債、地方債）、社債、投資信託などの証券を取得した場合をいう。ただし、これらの有価証

券は市場性のあるもので、一時的所有のものに限られる。市場性あるとは証券市場などにおいて、売買されることが可能なものであり、一時的所有とは短期的な資金運用を目的として所有している場合である。したがって、長期投資を目的とするものや、他会社を支配統制する目的のものは、投資（固定資産）に属する投資有価証券や関係会社株式となるので除外される。有価証券の評価は原則として取得原価による。貸借対照表原則五Bにおいて、少し長くなるが、「有価証券については、原則として購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、取引所の相場のある有価証券については、時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。取引所の相場のない有価証券のうち株式については、当該会社の財政状態を反映する株式の実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をしなければならない。

「取引所の相場がある有価証券で子会社の株式以外のものの貸借対照表価額は、時価が取得原価よりも下落した場合には時価による方法を適用して算定することができる。」と規定して、有価証券の場合も低価主義の適用を認めている。

企業会計原則における資産の評価原則は費用配分の原則に立脚しているのであるから、必然的に、取得原価主義が採用され、有価証券についても例外ではない。有価証券の取得原価とは購入代価に手数料（証券会社に支払う売買手数料）などの付隨費用を加算したものであり、払込によって取得した場合には、その払込金額である。同一銘柄の有価証券を数回にわたって購入し、その購入単価が異なる場合には、平均原価法などを適用して算定した取得原価を評価額とする。ただし、取引所の相場のある有価証券については、時価が著しく下落したときは、回復の見込があると認められる場合を除き、時価で評価しなければならない。すなわち、低価主義の採用が強制されていることになる。商法（第285条ノ2）においても、流動資産については低価主義

の適用が認められている。では、低価主義の理論的根拠とはどのようなものであろうか。低価主義は長い間の会計慣行として認められてきた伝統的な会計慣習であるので、理論的根拠といえるものはないであろう。しかし、連続意見書第四において、「低価主義は期間損益計算の見地からすると合理性を持たないが、しかし、それは広く各国において古くから行なわれてきた慣行的評価思考であり、現在でも実務界から広く支持されている。……このような事情のもとにおいて、低価基準を全く否定し去ることはできない。したがって、原価基準の例外として低価基準を採用することも容認される。」と記述されている。といっても、これが理論的な根拠とはなり得ないが、慣習的なあるいは伝統的な会計思考の顕在化されたものとはいえるかもしれない。次に、取引所の相場のない有価証券のうち、株式については、その発行会社の財政状態を反映する株式の実価が著しく低下したときは、相当の減額をしなければならない。このことは何を意味しているのであろうか。株式の実質価額が著しく低下した場合には、帳簿価額を実質価額まで引き下げができるということである。このことは商法第285条の6で「取引所ノ相場ナキ株式ニ付テハ其ノ発行会社ノ資産状態ガ著シス悪化シタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス」と規定されているものを取り入れたのであろう。そして、その意味は保守主義の原則の具現化されたものであろう。では、株式の実価とは何んであろうか。それは発行会社の正味財産額を発行済株式の総数で除した価額であり、一株当たりの持分でもある。しかし、これは正確な基準ではなく、企業の安定性を認識する一つの指針であろう。

次に、社債の評価については、企業会計原則注解〔注22〕において、「所有する社債については、社債金額より低い価額又は高い価額で買入れた場合には、当該価額をもって貸借対照表価額とすることができる。この場合においては、その差額に相当する金額を償還期に至るまで毎期一定の方法で遂次貸借対照表価額に加算し、又は貸借対照表価額から控除することができる。」と記述され、評価替価額が認められることになる。所有する社債が額面金額よ

り低い価額で買入れた場合には、 購入価額をもって貸借対照表価額とすることができる。この場合に、 社債の額面金額と買入金額との差額は社債償還損益として処理することになる。なぜなら、 社債は必ず償還期限があり、 社債償還による差損益の実現は確実であるからである。このことは社債の発行方法には額面発行と割引発行があるが、 実際に行なわれているのは割引発行であることに関係する。なぜ、 割引発行になるのであろうか。一般的には、 金融市場の動向や発行会社の信用程度、 担保の強弱などが関連し合って、 発行価格が決定されることになる。しかし、 多くの場合に、 社債利息は金融市场の金利に比べて低い場合が多い。ここに、 社債は割引発行される原因がある。したがって、 社債金額より低い金額で取得することは、 一般市場金利より社債利息が低いことによるものであるから、 差額に相当する金額は受取利息と理解することが妥当であろう。なお、 取引所の相場のない社債については、 商法第285条ノ4の金銭債権の評価規定を準用することになる。この条文は「金銭債権ニ付取立不能ノ虞アルトキハ取立ツルコト能ハザル見込額ヲ控除スルコト要ス」と規定されている。すなわち、 取立不能の危険性があるときは、 その見込額を控除したものを評価額とすることになる。

このことは貸借対照表原則五Cにおいても、「受取手形、 売掛金その他の債権の貸借対照表価額は、 債権金額又は取得価額から正常な貸倒見積高を控除した金額とする。」と規定されている。受取手形、 売掛金などの売上債権は現金によって回収する債権であるから、 その回収可能な金額を示すことになる。そのため、 受取手形、 売掛金の貸借対照表価額は、 その債権額から正常な貸倒見積高を控除した金額によることになる。では、 なぜ、 貸倒見積高を控除することになるのであろうか。受取手形および売掛金などの売上債権は当該年度に実現した収益の対価であり、 それを回収するのは次年度であるから、 売上債権の貸倒見積高は当該年度が負担しなければならない。当該年度が負担しなければ「発生した期間に正しく割当て」られることにならない。また、 本年度の費用と収益のみを対応表示させる費用・収益対応の原則も崩れてし

まうことになる。したがって、発生した年度の決算において貸倒引当金を設定し、次年度において、実際に貸倒れになった貸倒損失は貸倒引当金を取崩して充当することになる。商法(285条の4)において、貸倒引当金の設定を認めているのはこの理由からである。では、貸倒見積高の金額は、どのように見積るのであろうか。理論的には、個々の債権について、それぞれ回収可能性を検証し、貸倒れの危険性のある債権に対して貸倒引当金を設定することになる。あるいは、過去の経験や認識にもとづいて当該期間中の売掛総額に対して一定率を掛けて、貸倒引当金を設定することになる。しかしながら、実際的には、法人税法が業種ごとに比率を規定しているので、一般的には、その比率によることが多い。具体的には、卸売業・小売業は1,000分の13、製造業は1,000分の10、金融・保険業は1,000分の3などである。具体的にみてみよう。ある卸売業が1千万円の売上債権があった場合に、13万円の貸倒引当金を設定することができる。したがって、どのような会社形態においても、法人税の認める限度額いっぱいの貸倒引当金を設定することになろう。ここで問題となることは、次年度における実際の貸倒れが見積額より少なく、貸倒引当金に残高が出た場合に、どのような会計処理を行なったらよいのかということである。貸倒引当金に残高が出ることは、前年度の決算の際に設けた貸倒引当金が過大であったことになり、前年度の貸倒償却が過大に計上されたことになる。しかるに、帳簿は前年度末に〆切られ、決算書も報告されているはずなので、前年度に戻り入れすることはできない。そこで、前期損益の修正項目として特別利益に戻し入れすることになる。そして、当該年度末の決算の際に、再び貸倒予想高を見積って、貸倒引当金を設定することになる。また、何年か前の貸倒損失のうち、その一部または全部が何んらかの理由で戻ってきた場合には、どのような会計処理を行なったらよいのか。この貸倒損失は、当然に、何年か前に貸倒引当金を取崩して充当済であろう。その償却済債権が当該年度に戻ってきてても、当該年度の収益にはならない。このような償却債権取立益も前期損益修正として特別利益に戻り入れするこ

となる。では、これとは反対に、貸倒引当金の残高をもってしても補填することができない貸倒損失が発生した場合には、どのような会計処理を行なつたらよいのか。このことは、論理的には、前期末に設定した貸倒引当金が過少であったためであり、その分だけ、前期の貸倒償却が過少に計上されたことになるから、前期損益修正として、特別損失に計上しなければならない。ちなみに、前期損益修正項目は特別利益および特別損失に計上し、経常利益に直接に影響のないような形で表示されることになる。何故なら、経常利益に当該年度の正常な経営活動に直接関係しない特別損益項目を含めると、企業の正常な収益力を判断することができない。正常収益力の認識は、いついかなる場合でも、基本的な会計命題の一つであるからである。しかしながら、現行の損益計算書の様式によると企業の正常な収益力の認識は当期純利益ではなく、経常利益でしか判断できないからである。

## 五. 固定資産の評価

固定資産 (Fixed Assets) とは企業の経営活動の手段として、長期間にわたって企業内部に固定化され、使用されるもので、減価償却などの会計手続によって費用化される資産である。固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産とに分類される。有形固定資産は建物、構築物、機械装置、土地などであり、文字どおり有形の固定資産である。この有形固定資産の評価は貸借対照表原則五Dにおいて、「有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。有形固定資産の取得原価には、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含める。現物出資として受入れた固定資産については、出資者に対して交付された株式の発行価額をもって取得原価とする。」と規定されている。したがって、有形固定資産の取得原価は、原則として、購入価額に付随費用を含めることになるが、連続意見書第三の四の但し書きによると、「正当な理由ある場合に

は、付随費用の一部又は全部を加算しない額をもって取得原価とすることができる。」と記述されている。では、正当な理由とはどのような場合であろうか。例えば、コンピューターを購入した際に、その引取運賃や試運転費は、普通には、付随費用として取得原価に算入されるが、それほど金額が多くなければ、取得原価に算入しないで、費用として処理することもできるのである。

なお連続意見書第三の四によると、「固定資産の取得にはさまざまの場合があり、それに応じて取得原価の計算も異なる。」として、次の5つのケースを記述しているので、これらの会計処理に従うことが妥当であろう。

①購入……固定資産を購入によって取得した場合には、購入代金に購入手数料、運送費、荷役費、据付費、試運転費等の付随費目を加えて取得原価とする。

②自家建設……固定資産を自家建設した場合には、適正な原価計算基準に従って製造原価を計算し、これに基づいて取得原価を計算する。

③現物出資……株式を発行しその対価として固定資産を受け入れた場合は、出資者に対して交付された株式の発行価額(商法第168条および第280条の2にいわゆる現物出資の目的たる財産の価格に当たる額)をもって取得原価とする。

④交換……自己所有の固定資産と交換に固定資産を取得した場合には、交換に供された自己資産の適正な簿価をもって取得原価とする。自己所有の株式ないし社債等と固定資産を交換した場合には、当該有価証券の時価又は適正な簿価をもって取得原価とする。

⑤贈与……固定資産を贈与された場合には、時価等を基準として公正に評価した額をもって取得原価とする。

次に、有形固定資産の減価償却は、その取得原価を、耐用年数の全期間にわたって、一定の償却方法によって、費用配分する会計手続である。そして、貸借対照表価額は、「その取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもつ

て貸借対照表価額」とすることになる。一定の償却方法とは、企業会計原則〔注20〕で認められている「定額法、定率法、級数法、生産高比例法そして取替法」である。この他に、連続意見書第三の六によると、償却基金法、年金法なども認められているので、この両者も一定の償却方法と考えてもよいであろう。勿論、この7つの償却方法のうち、どの方法を選択してもよいのであるが、一度採用したならば、毎期継続して適用しなければならない。もし仮に、継続適用しなければ、どのようなことになるのであろうか。取得原価1千万円、耐用年数10年、残存価額10%の機械を減価償却するとしよう。定額法でも、定率法でも、継続適用すれば、10年間で9百万円（残存価額が1割であるから）の減価償却引当金が計上される。しかるに、1年目を定額法、2年目を定率法、3年目も他の方法で償却を行なったならば、それは減価償却でも何でもない。勿論、実際的にも、このような減価償却の計算方法は成立するはずがないので論外である。その意味で、一般原則の継続性の原則は実質的に企業会計における計算構造をサポートすることになるので、尊守しなければならない。

貸借対照表原則5Dの後段で、「償却済の有形固定資産は除却されるまで残存価額又は備忘価額で記載する。」と規定されている。償却済の有形固定資産とは減価償却はすでに完了したが、実際に、まだその有形固定資産を使用しているか、存在している場合である。では、どうして、そのようなことが起り得るのであろうか。技術革新とともに、生産性の高い設備を導入することにより、その設備を早期に償却し、そして、次には更に生産性の高い新設備を導入することになる。したがって、物理的な耐用年数より短かめの耐用年数を設定し、早期償却することになる。そのため、減価償却は完了しても、その資産は存在していることになる。そこで、償却済の有形固定資産は、除却されるまで残存価額または備忘価額で記載されることになる。残存価額は取得価額の10%と税法で規定されているので、取得原価の10%を表示価額にすればよい。一方、備忘価額は1円勘定ともいわれ、機械1円と計上され

る。機械の取得価額が1円ということではなく、償却済の機械が存在していることを明らかにするためである。この機械を簿外資産として処理するより、貸借対照表の完全性の原則に適うことになる。この会計処理を行なつておいて、除却されたときに入金される金額によって、過年度の減価償却費が一部修正されることもあり得るであろう。その場合は、過年度における減価償却の過不足修正額として特別利益、特別損失に計上されることになる。

貸借対照表原則五Eにおいて、「無形固定資産については、当該資産の取得のために支出した金額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。」と規定されている。無形固定資産とは文字どおり、具体的な形態のない固定資産である。したがつて、無形固定資産は営業権を除いて、殆んど法律上の権利である。すなわち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4大工業所有権のほかに、借地権や漁業権などである。無形固定資産の取得原価は、その権利を取得するまでに要した一切の対価である。したがつて、実際の支払金額以上の価値がその無形固定資産にあっても、その取得原価は支払金額でなければならない。無形固定資産の評価額は一定の減価償却の方法で、「当該資産の取得のために支出した金額から減価償却累計額を控除した価額」をもって、貸借対照表価額となることになる。しかし、無形固定資産の場合に、一定の減価償却の方法は定額法のみしか選択できない。すなわち、その減価償却の方法は、残存価額は0であり、償却方法は直接法であり、有形固定資産のように減価償却累計額は計上されない。したがつて、本来的な意味での減価償却ではないし、単なる均等償却による費用配分の手続であろう。

次に問題となることは無形固定資産の大部分は法律によって保護されている法律上の権利である。だが、しかし、法律上の有効期間と税法上の耐用年数とが一致していない。そこで、どちらを選択してよいのか判断に苦むことになる。例えば、実用新案権の場合に法律上の有効期間は10年であり、税法上の耐用年数は5年である。特許権の場合にも、法律上の有効期間15年と税

法上の耐用年数8年とが異なっている。税法上の耐用年数で償却を行なえば、簿外の無形固定資産が生じることになる。具体的に実用新案権で考えてみよう。税法上の耐用年数は5年なので、その取得原価を5年間で均等償却することになる。償却は完了しても、あと5年間は法律的に有効なので、この5年間分が簿外資産となる。正規の簿記の原則には適うが、貸借対照表完全性の原則には適なわないことになる。この点を理論的にはどのように考えたらよいのか。やはり、実務・実践で広く採用されている税法上の耐用年数を優先すべきものなのであろうか。とすれば、法律上の有効期間は税法上どのような意味をもつのであろうか。両者の調整が必要であろう。

なお、企業会計原則注解〔注25〕において、「営業権は、有償で譲受け又は合併によって取得したものに限り貸借対照表に計上し、毎期均等額以上を償却しなければならない。」と記述されている。法律上の無形固定資産は有償取得の場合のみ、その対価を取得原価とするので問題ないが、営業権の場合には、自己発生の営業権が存在するので問題が生ずることになる。しかし、この注解〔注25〕によって、営業権は有償取得か合併取得の場合に限られることになるので、自己発生のものは貸借対照表能力がないことになる。何故であろうか。仮に、自己発生の営業権を資産計上することにしても、その客観的な評価はきわめて難しいことになろう。長い年月を経て、徐々に生成されるものであるから、それを当該年度に、いくら資産計上するかという判断を、客観的に貨幣金額で算定することは、きわめて難しいことであろう。したがって、貸借対照表原則においては、自己発生の営業権は貸借対照表能力がないとみなして、資産計上しないことになる。しかしながら、客観的な評価ができないから、資産計上しないということでは理論的ではないし、貸借対照表原則の完全性の原則にも矛盾することになる。この点も、企業会計の計算構造的な意味での限界なのであろうか。次に、営業権の償却については戦前から、償却説と償却不要説とが存在していた。すでに取得した営業権は、そのまま同一価額で据えおくか、あるいは、他の無形固定資産のように毎期均等

に償却していくかという考え方の問題である。償却不要説の理論的根拠は、営業権を永久資産と認識し、営業の継続とともに、その資産価値は増加こそすれ、減少するものではないという理解に立っている。一方、償却説の理論的根拠は、営業権は同種・同業に対する超過収益力の源泉であるけれども、その超過収益は永久に継続するものとは限らないので、超過収益があるうちに、償却するという理解である。どちらにしても、等分の論理は成立するけれども、商法第285条7において「暖簾ハ有償ニテ譲受ケ又ハ合併ニ因リ取得シタル場合ニ限り貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ其ノ取得価額ヲ附シ其ノ取得ノ後五年内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス。」と規定されている。企業会計原則注解だけではなく、強制法規である商法においても償却説を選択していることになる。そして、その根底の意味は、企業会計原則においては保守主義の立場から、商法においては債権者保護の立場から、償却説を採用しているということになる。すなわち、両者ともに、そのコンセプトは企業の存立と企業の維持概念の尊守であろう。

貸借対照表原則五Fにおいて、「贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とする。」と規定されている。贈与その他の方法で、無償で取得した資産を計上しなかったならば、その資産は簿外資産となる。簿外資産は真実な財政状態の表示をゆがめることになる。そこで、無償取得資産についても、公正な評価額をもって取得原価とすることになる。では、公正な評価額とはなんであろうか。一般的には、時価を基準として公正に算出された金額をいうことになる。企業会計原則注解〔注24〕において、「国庫補助金、工事負担金等で取得した資産については、国庫補助金等に相当する金額をその取得原価から控除することができる。」と記述されている。国庫補助金は、国または地方公共団体から無償で、設備資金等の一部または全部を助成された場合に生じる。この場合、税法において、圧縮記帳を認めているので、当該企業にとっては財務的に有利になる。圧縮記帳とは、法人

税法42条以下で認められているもので、取得価額から税法上の圧縮限度額を控除して、記帳する方法である。例えば、取得価額10億円の建物があり、その圧縮限度額が6億円の場合に、建物価額は4億円として計上されることになる。したがって、この建物の貸借対照表価額は4億円である。そして、この場合における貸借対照表の表示の方法は、次の2つになる。企業会計原則注解〔注24〕の後段で、(1)取得原価から国庫補助金等に相当する金額を控除する形式で記載する方法、(2)取得原価から国庫補助金等に相当する金額を控除した残額のみを記載し、当該国庫補助金等の金額を注記する方法、と記述されているので、この両者のいずれかに依ることになる。

上記の例で貸借対照表を作成すれば、次のようになる。

(1)の場合

貸借対照表

建物 10 億円

建物助成金 6 億円 4 億円

(2)の場合

貸借対照表

建物 4 億円

(注) 建物について建設助成金6億円を控除

一般原則の明瞭性の原則および貸借対照表原則の総額主義の原則の見地からも、(1)の方法がよいことはいう迄もない。注記は、あくまでコメントであり説明にすぎないので、貸借対照表の内容を構成するものではないからである。

## 六. む す び

以上で、貸借対照表原則について、「会計原則研究」(3), (4), (5)と論述して

きたのであるが、終りに当って今一度、貸借対照表の本質について考えてみたい。貸借対照表原則によると、貸借対照表は企業の財政状態を明らかにすることになるのであるが、本当に貸借対照表によって、財政状態を明らかにできるのであるか。現在の企業会計において、貸借対照表は複式簿記の原理によって、損益計算書と共に、期末決算の際に、自動的に作成されることになる。その際、損益計算書には、当該年度の費用と収益だけを記載し、当該年度以外の費用・収益は損益計算書に記載されないことになる。この期間外損益は次期以降において期間損益になるけれども、その間は、貸借対照表に記載されることになる。この種のものは、本当の意味で、財政状態を明らかにすることになるのであるか。これ等の経過勘定や、あるいは、また繰延勘定は、財産価値も支払手段の能力も有しないであろう。これ等を記載した貸借対照表は、本当に、財政状態に対する表示能力を持つことになるのであるか。また、財産価値を示すといわれる当座資産や棚卸資産についても、企業資本の循還過程の中で、各種の財貨に形態変化しながら循環活動を継続していることになる。例えば、現金から商品へ、商品から売掛金へ、売掛金から現金へのように、形態変化を継続しながら、循還過程を変遷しているのである。この形態変化のプロセスの中で、決算時の顕在形態が現金であり、商品であり、あるいは売掛金ということになる。したがって、資産の形態は、企業資本の循還過程における、決算時の具現形態ということになる。言い換えると、資産は決算時に、換金されるべき財産価値を表示しているものではなく、企業資本の決算時における一形態を示しているのに過ぎない。これで果たして、貸借対照表は企業の財政状態あるいは財産状態を示すことになるのであるか。少なくとも、財産価値を示しているものではないであろう。したがって、貸借対照表は、「財政状態的」なものを反映しているのに過ぎないと言つては言い過ぎであろうか。このように、貸借対照表における基本的なコンセプトの認識を全面的に克服するためには、費用動態論を乗り越えた、新しい理論体系を再構築しなければならないであろう。シューマレ

ンバッハやペイトン・リトルトンらが、精魂こめて構築した理論を、再構築することは容易なことではあるまい。しかしながら、会計理論の一部を修正・展開しても、費用動態論を乗り越えることはできまい。そこで、会計理念・理論の再構築の手がかりとしては、企業会計における会計構造の整合性や妥当性を十分に検証し、計算構造における不合理性や矛盾を再検討しながら、新しい理論を生成していくことになるのではなかろうか。そして、新しい理論体系の展開の中で、豊かな構想力にもとづく精緻な貸借対照表論を模索しなければならないであろう。また、そこから何が生まれるか分らないが、会計を経験科学としてだけ認識するのではなく、純粹理論科学として、その理論の論理性の検証と理論のセオリーの整合性を認識して、体系化していくことこそが、全く新しい理論形成の可能性を生みだすことになるのではなかろうか。そして、このことだけが、会計における二律背反的な会計理念と会計実践との葛藤を、永久に終焉させることになるのではなかろうか。急がば廻われという諺があるように、理論のセオリーの積み重ねを重視して一步一歩、着実に積み上げ、そして誰れしもが認めざるを得ない普遍性と整合性を合わせ持った、新しい会計思想と会計思考の体系を樹立することこそが、費用動態論を乗り越える唯一の方法となるのではなかろうか。

なお、本研究は平成4年度、札幌大学研究助成（個人研究）によるものである。研究助成に感謝の意を表する次第である。